

# 四街道市第8回農業委員会議事録

令和5年11月10日(金)

## 第8回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年11月10日

午後 2時より

場所： 福祉センター3階 会議室1

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

5番 林 田 静 治 委員

6番 井 岡 信 夫 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 生産緑地に係る農業従事者証明について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員（0名）議席順

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田 史郎
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和5年度 第8回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年11月10日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第8回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員5番林田委員、6番井岡委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は和良比に居住しており、売買により畑7,092平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農作業歴3年で、以前より申請土地の一部を借用し、菊芋、自然薯等を栽培していました。今回、周辺と畑を含めて引き継ぎ、さらに南瓜、さつまいも等を1人で耕作するということです。

トラクター、耕運機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、14ページ及び15ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る11月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。11月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、

事務局の説明のとおりです。譲受人は所有農地の全てにおいて、有効利用要件及び農作業従事要件等が妥当なため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の細野委員説明をお願いします。

○細野委員 8番細野です。事務局、班長からすべて説明がされており、補足する点はありません。事前調査会においても問題点はありませんでした。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。本件は非常に安価な価格で所有権を移転されるとのことですが、その辺の事情を事務局から説明していただけないでしょうか。

○議 長 事務局。

○事務局 譲受人は、20年ぐらい前から当該地で耕作の手伝いをしていたようです。こうした事情から、価格よりも実際に耕作してもらった方が良いと譲渡人が判断し、近隣と比較して安い価格での譲渡となったようです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

譲受人は佐倉市に居住しており、売買により畑6, 275平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、譲渡人の甥で、譲渡人が高齢であったことから、5年ほど前から申請地で農作業を手伝っていたとのこと。当該地でネギ、ニンニクを1人で耕作するということです。

トラクター1台を所有しているほか、叔父が所有するトラクター、管理機等を使用します。また、全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、14ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第1号整理番号2項につきまして、去る11月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。11月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人は所有農地の全てにおいて、有効利用要件及び農作業従事要件等が妥当なため、第2班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当は私なので説明します。

○議長 譲受人は譲渡人の甥にあたり、住まいも隣同士です。叔父が高齢になったため、定年を機に、農地を譲り受け農業に従事したいとのこと。

○議長 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請者は、千葉市花見川区で不動産の売買等を行う会社で、当該地は、御成街道から約200メートル、四街道徳洲会病院から約300メートル、吉岡小学校から約700メートルに位置する平坦な土地で、造成地に隣接していることから、畑、1,590平方メートルを含む、1,931平方メートルの土地に、建売分譲住宅12区画を計画しました。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、雨水については、各戸に雨水貯留槽を設置し、雨水抑制後流末側溝へ接続します。汚水は、各戸浄化槽で対応します。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立を行います。外部からの土砂搬入面積が500平方メートル未満のため、市残土条例は適用除外になります。開発行為許可申請書は、すでに提出されています。

位置につきましては17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、去る11月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。11月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めているため、第2班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当の勝山委員説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。事務局および班長の説明のとおりです。許可相当が妥当と思います。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○議長 再開します。議案第3号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

4ページ及び5ページになりますが、第8次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規1件、更新5件の計6件となります。また、借受者は、3人です。

番号1につきましては、山梨の田1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年11月30日となります。

番号2につきましては、山梨の畑1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年11月30日となります。

番号3につきましては、山梨の田1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年11月30日となります。

5ページをお開きください。

番号4につきましては、山梨の田1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年11月30日となります。

番号5につきましては、長岡の畑1筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和8年11月30日となります。

番号6につきましては、山梨の田1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和15年11月

30日となります。

6ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。  
内容は、記載のとおりです。  
説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。更新で賃貸借期間が1年の方がいますが問題はありませんか。

○事務局 その点は、貸す側と借りる側とで決めることになり双方の了解済みと思います。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。  
暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○議 長 再開します。次に、議案第4号「生産緑地に係る農業従事者証明について」の整理番号1項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

議案第4号 生産緑地に係る農業従事者証明について、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので、証明について審議を求められたものです。

この証明願いは、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買い取りの申し出を行う

際に、農業の主たる従事者であることの証明書を添付する必要があるため申請されたものです。

証明願いの提出者は、鹿渡に住所を有する方で、主たる従事者の子です。当該生産緑地は、鹿渡木戸場公園の近接地で、主たる従事者の死亡によるものです。

位置につきましては、19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** ただいま、議案第4号整理番号1項につきまして、事務局から説明がありました。質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号整理番号1項につきまして、生産緑地に係る農業従事者証明の発行に賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第4号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項、2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、公衆用道路又は専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 9ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項につきましては、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権

の移転を受け、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地の使用貸借権の解約通知について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、借主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、20年以上前から公衆用道路であった土地であることから、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第5号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の資材置場への転用につきましては、10月6日に細野委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項の駐車場への転用につきましては、10月19日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第6号「転用事実確認証明願いに対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の駐車場への転用につきましては、協議報告第5号整理番号2項と同じで、10月19日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第6号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第6号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

#### 4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

○勝山委員 農業委員時代の関連手持ち資料の取扱いについて質問。事務局よりシュレッダー処理等による確実な廃棄、または事務局への持ち込みをお願いするとの指示があった。

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 事務局より来年1月12日に行われる認定農業者との意見交換会について周知が行われた。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

12月の開催予定については、事前調査会が12月1日の金曜日に、第3班の委員にお願い致します。

また、総会が12月8日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は12月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時34分

令和5年11月10日

農業委員会長

議事録署名委員

5 番

6 番